



# 賃金の引き上げ LA

## 最低賃金と有給病休の ファクトシート



### 最低賃金条例

2016年7月1日より、ロサンゼルス市内で特定の週に2時間以上勤務した従業員は、ロサンゼルス最低賃金と有給病休を得る権利があります。



### 有給病休

有給病休を提供する2つの方法：

- 1) 年間48時間、または
- 2) 30時間労働につき1時間の有給病休

未使用の有給病休は翌年に繰り越され、72時間を上限とすることができます。



### 請求

賃金や有給病休の請求、または報復行為の報告は、賃金基準事務所（Office of Wage Standards）に直接、郵送、オンライン、またはMyLA 311アプリで行うことができます。

### すべての雇用主

7/1/22

7/1/23

7/1/24

7/1/25

\$16.04

\$16.78

\$17.28

\$17.87

ロサンゼルス市の雇用主は、すべての地方、州、連邦の最低賃金法および労働基準に従います。



詳細は賃金基準事務所（Office of Wage Standards）までお問い合わせください。



1-844-WAGESLA (924-3752)



WAGESLA@LACITY.ORG



WAGESLA.LACITY.ORG



障がいを持つアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act) 第II章の対象団体として、ロサンゼルス市は障がいによる差別を行わず、要請があれば、プログラム、サービス、活動への平等なアクセスを確保するために合理的な配慮を提供します。